



名古屋住宅リフォーム助成条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が市内事業者によって自己の所有する住宅等の改良・改善工事（以下「住宅リフォーム」という。）を行った場合、市がその経費の一部を助成する等の支援策を行うことによって、市民の安心・安全で快適な住生活に資するとともに、市内中小事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済全体の活性化を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 この条例における助成等の対象となる住宅リフォームは、市内に住所を有する者が、市内に存する自己の所有する住宅等（個人の居住の用に供する家屋又は付属する施設とし、集合住宅にあつては専有部分に限る。）を改良・改善するもので、その工事が市内事業者（市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者をいう。）によって実施されたものとする。

2 前項に掲げる住宅リフォームは、次の各号に掲げる工事のうち規則で定めるものとする。ただし、市が実施する他の助成制度をあわせて利用する場合は、その助成対象となる工事部分を除くものとする。

(1) 屋根のふきかえ、外壁の改修、ベランダの改修、玄関フードの設置及び補修等の工事

(2) 壁紙、天井、ふすまの張り替え、カーペット、フローリング、畳の交換等の工事

(3) バリアフリー対応型住宅改修工事、環境配慮型の改良・改善工事、耐震、防犯等の工事

(4) その他市民の住生活向上に資する改良・改善工事

(市の助成)

第3条 市は、住宅リフォームの促進を図るため、住宅リフォームに要した経費の一部を助成する等必要な支援策を行うものとする。

2 市は、前項に定める助成等を実施するときは、市内中小事業者の受注機会拡大に資するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、市民の安心・安全で快適な住生活に資するとともに、市内中小事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済全体の活性化を図るため、住宅リフォームに要した経費の一部を助成する等必要な支援策を行う必要があるによる。